

wiseman second-line
＜ワイズマン セカンドライン＞

訪問介護・通所介護

バージョンアップに伴う追加・変更点

バージョンアップに伴う追加・変更点の概要をお知らせいたします。
システム運用を開始される前に、必ずご確認ください。



継続利用要介護者 国保連請求対応

◇目次

バージョンアップに伴う追加・変更点	3
継続利用要介護者 国保連請求対応	3
• [マスタ管理]－[総合事業マスタ].....	4
• [利用者一覧]－[予定・実績].....	6
• [国保連請求].....	7

■システムの操作で困ったときは・・・

本書では、今回のバージョンアップに伴う追加・変更点の概要を解説しています。
より詳細なシステムの操作方法は、マニュアルや Q&A をご活用ください。

【トップページ画面から】



【各操作画面から】



バージョンアップに伴う追加・変更点

😊 今回のバージョンアップでは「継続利用要介護者 国保連請求対応」「機能改善対応」が行われました。

継続利用要介護者 国保連請求対応



令和 8 年 5 月審査分から、継続利用要介護者が利用した総合事業費について国保連合会を通じて請求できるようになります。

これに伴い、弊社システム製品では継続利用要介護者の計画や予定実績、請求データの作成に対応しました。

メニューごとの追加・変更点は下表の通りです。

No.	メニュー名	追加・変更点	詳細
1	[マスタ管理] －[総合事業マスタ]	サービス種類「A3」「A4」「A7」「A8」 適用開始年月「令和 06 年 04 月」以降について、以下の対応が行われました。 ■「実施区分」列に「要介護 1～5」が追加されました。 ■単位数表マスタ CSV 取込時に、「要介護 1～5 受給者実施区分」が取り込まれるようになりました。	4 ページ
2	[利用者一覧] －[予定・実績]	サービス提供年月「令和 06 年 04 月」以降について、要介護者の予定・実績に総合事業サービスを登録できるようになりました。	6 ページ
3	[国保連請求]	サービス提供年月「令和 06 年 04 月」かつ請求年月「令和 08 年 05 月」以降について、以下の対応が行われました。 ■継続利用要介護者の請求データが作成できるようになりました。 ■令和 7 年 3 月 28 日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」で提示された総合事業費明細書(様式第二の三)の新様式に対応しました。	7 ページ
4	[利用料]－ [利用料請求・入金管理]	継続利用要介護者の請求データが作成できるようになりました。	—

[マスタ管理] - [総合事業マスタ]

● サービス種類「A3」「A4」「A7」「A8」
適用開始年月「令和06年04月」以降について、以下の対応が行われました。

- 「実施区分」列に「要介護1～5」が追加されました。
- 単位数表マスタ CSV 取込時に、「要介護1～5 受給者実施区分」が取り込まれるようになりました。

⚠ バージョンアップ後は、「実施区分: 要介護1～5」はチェック無で初期設定されます。
継続利用要介護者が利用可能なサービスがある場合は見直しを行ってください。

総合事業マスタ情報履歴

サービス種類: A3: 訪問型サービス (独自/定率)

適用期間	保険者番号	保険者名	単位数単価	提出先	操作
令和06年04月 ~	022020	〇山市	10.00 円	国保連	複写して新規作成
令和06年04月 ~	032011	盛岡市	10.00 円	国保連	複写して新規作成
令和04年10月 ~ 令和06年03月	022020	〇山市	10.00 円	国保連	複写して新規作成

追加されました。

No.	編成	サービスコード	サービス名称	基本加算	算定単位	単位数	算定回数	制限回数	支給回数	支給率	事業対象者	要支援1	要支援2	実施区分				
														要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	編成	A31001	生活支援サービスⅠ/回数/週1 (1割)	基本	1回につき	215	1月につき	4	対象	90	○	○	○	-	-	-	-	-
2	編成	A31002	生活支援サービスⅠ/回数/週2 (1割)	基本	1回につき	215	1月につき	8	対象	90	○	○	○	-	-	-	-	-
3	編成	A31003	生活支援サービスⅡ/回数/週1 (1割)	基本	1回につき	120	1月につき	7	対象	90	○	○	○	-	-	-	-	-
4	編成	A31004	生活支援サービスⅡ/回数/週2 (1割)	基本	1回につき	120	1月につき	15	対象	90	○	○	○	-	-	-	-	-



各保険者提示のサービスコード表の更新状況をご確認ください。

継続利用要介護者の国保連請求開始等に伴い、各保険者提示の総合事業サービスコード表が更新される可能性があります。

特に継続利用要介護者にサービス提供を行う場合は、必ずサービスコード表の更新状況をご確認ください。

更新されている場合は、必要に応じて「実施区分」を見直したうえで、継続利用要介護者の予定・実績を登録してください。

サービス追加・編集

サービスコード: A3 1001

サービス名称: 生活支援サービスI/回数/週1 (1割)

基本加算: 基本

算定単位: 1回につき

単位数:

算定回数制限:

制限日数・制限:

支給限度額対象: 対象

給付率: 90

実施区分

- 事業対象者
- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3
- 要介護4
- 要介護5

最新の内容に合わせて、編集ボタンから起動する画面で「実施区分」にチェックを付けてください。

閉じる 設定

[利用者一覧] - [予定・実績]

● サービス提供年月「令和 06 年 04 月」以降について、要介護者の予定・実績に総合事業サービス(A3/A4/A7/A8)を登録できるようになりました。
 ※ バージョンアップ前は、要介護者の予定・実績に総合事業を登録するとエラーが表示されていました。

 操作方法に変更はありません。

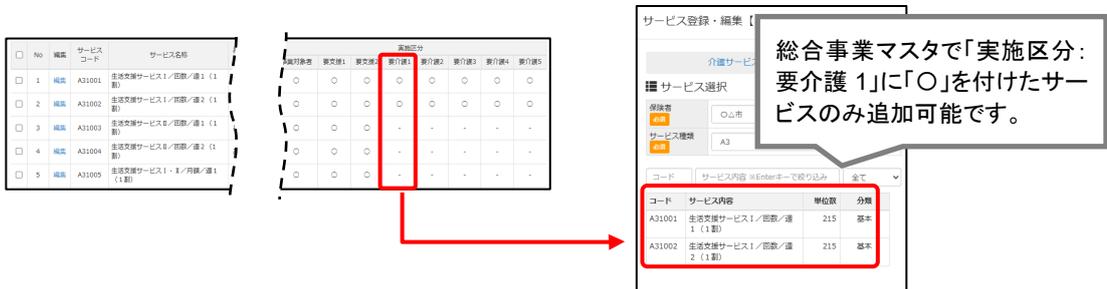


要介護者の予定・実績には、[総合事業マスタ]で「実施区分:要介護 1~5」に「○」の付いたサービスのみ追加できます。

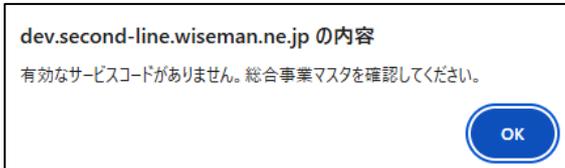
[総合事業マスタ]の「実施区分」で、対象者の要介護状態区分に「○」がついていないサービスは、予定・実績に追加できません。(サービス追加・編集画面に表示されません。)

要介護者の予定・実績に総合事業サービスを位置づける場合は、あらかじめ[マスタ管理] - [総合事業マスタ]を整備してください。

例) 総合事業マスタで以下のように設定した場合、
 要介護 1 の利用者の予定・実績には「A31001」「A31002」が追加可能です。



また、サービス追加・編集画面で選択した保険者・サービス種類の総合事業マスタに、対象者の要介護状態区分に「○」の付いたサービスが 1 つもない場合は、下図のエラーが表示されます。





継続利用要介護者が、月途中で事業対象者・要支援⇒要介護に区分変更した場合、介護給付費明細書の認定情報を訂正する必要があります。

月途中で事業対象者・要支援⇒要介護に区分変更した場合、介護給付費明細書(様式第二の三)に以下の認定情報を記載することとされています。

No.	対象者	記載すべき認定情報
1	継続利用要介護者	事業対象者・要支援 (変更前の認定情報)
2	継続利用要介護者以外	要介護 (月末時点の認定情報)

しかしながら、システムで介護給付費明細書(様式第二の三)を作成すると、継続利用要介護者／継続利用要介護者以外いずれであっても、「変更前の認定情報」が記載されます。

(システム上、継続利用要介護者と、そうでない利用者の判別ができないため。)

そのため、継続利用要介護者が、月途中で事業対象者・要支援⇒要介護に区分変更した場合は、明細書作成後に編集画面を起動し、認定情報(要介護状態区分と認定期間)を月末時点の内容に訂正する必要があります。

月途中で区分変更になった利用者の明細書を作成すると以下の警告が表示されますので、対象者が継続利用要介護者の場合は、**編集**ボタンから起動する画面で認定情報の変更を行ってください。

※ 対象者が継続利用要介護者でない場合は、訂正は不要です。通常通りの操作で国保連への請求を行ってください。(警告は表示されたままで問題ありません。)

